

ボイラー取扱技能講習 案内書

高知労働局長登録第106号 登録有効期限：令和11年2月26日

一般社団法人 高知県労働基準協会連合会

ボイラーの取扱の作業を行うためには、労働安全衛生法令の定めによりボイラー技士免許を有する者でなければ当該業務に就かせてはならないこととされています。但し、次の小規模(通称)ボイラーの扱いについては、「ボイラー取扱技能講習」を修了した者を就かせることができます。

当連合会では、下記の日程により標記の講習会を開催いたしますので、この機会にぜひ受講されますようご案内申し上げます。なお、この講習を修了し、「小規模ボイラー」を4ヶ月以上取り扱った経験を有する者は、二級ボイラー技士免許試験に合格されますと、申請のみで免許証の交付を受けることができます。

<ボイラー取扱技能講習修了者が取扱うことのできるボイラーの範囲>

- (1) 胴の内径が750ミリメートル以下で、かつ、その長さが1300ミリメートル以下の蒸気ボイラー
- (2) 伝熱面積が3平方メートル以下の蒸気ボイラー
- (3) 伝熱面積が14平方メートル以下の温水ボイラー
- (4) 伝熱面積が30平方メートル以下の貫流ボイラー(気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が400ミリメートル以下で、かつ、その内容積が0.4立方メートル以下のものに限る。)

1. 日 程
1日目：令和7年7月28日(月) 8：30～17：00
2日目：令和7年7月29日(火) 8：30～18：00
2. 講習会場
高知県立地域職業訓練センター(高知市布師田3992-4)
3. 受講料
受講料 13,200円(本体12,000円+税) テキスト代 3,080円(本体2,800円+税) 合計 16,280円
*インボイス制度への対応は「請求書」にて行います。受講申込書の事業場名は正式名称をご記入ください。
*テキストは講習会当日にお渡しします。テキスト代につきましては、テキストの改訂に伴い変更となる場合があります。
4. 定 員
32名(定員に達し次第締切ります)

5. 申込方法

受講申込書に必要事項をご記入の上、写真(縦3寸×横2.4寸、申込前6ヶ月以内に撮影した上三分身、脱帽、背景無地、写真裏面に氏名記入)を貼付しお申込みください。講習会開催決定後に受講票、請求書、振込用紙(高知銀行でご利用の場合振込手数料は無料)を送付いたします。

受講料等は講習会開催日の1週間前までにお振込みくださいますようお願いいたします。なお、当連合会所定の振込用紙をご使用にならない場合は、下記振込先へお振込みください。

(振込先)高知銀行 東支店 普通預金 No.0503221 一般社団法人 高知県労働基準協会連合会

6. 受講取消、受講者変更

受講取消は、令和7年7月24日(木)16時までに当連合会へご連絡ください。受講料等をお振込みいただいている場合は、現金または銀行振込(振込みの場合は、振込手数料をご負担いただきます)にてご返金いたします。受講者の変更は、令和7年7月25日(金)16時までにご連絡ください。以後の取消、変更はできません。また、指定日時以降の受講取消、講習会当日の欠席は、理由の如何にかかわらず受講料等の返金はできません。テキストをお渡ししている場合は返品できませんのでご了承ください。

<申込・お問合わせ先> 一般社団法人 高知県労働基準協会連合会

〒780-0821 高知市桜井町2-6-31 コーポNOR1階

TEL:088-861-5566 FAX:088-861-5567